

練馬区庁内管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 1 0 月 2 日

練馬区長      吉      田      健      一

## 練馬区規則第 1 0 1 号

### 練馬区庁内管理規則の一部を改正する規則

練馬区庁内管理規則（昭和39年11月練馬区規則第16号）の一部をつぎのように改正する。

別表第2 練馬区役所の部本庁舎の款7階全室の項中「区長室広聴広報課庶務係長」を「危機管理室危機管理課庶務係長」に改め、同款8階全室の項中「地域文化部文化・生涯学習課管理係長」を「区長室広聴広報課庶務係長」に改める。

#### 付 則

この規則は、令和8年10月5日から施行する。